

合併市に関する調査

記入月日：平成16年4月26日

I 基礎情報

都道府県・市名	広島県・呉市（くれし）
合併期日	平成16年4月1日
合併形式	編入合併
住所（旧市町村名も記載）	（呉市）広島県呉市中央4丁目1番6号 （旧川尻町）豊田郡川尻町西1丁目1番1号
人口（合併直近の国調）	平成12年国調：*1) 呉市/205,382人 川尻町/10,380人
面積	平成13年10月1日現在：*2) 呉市/155.08km ² 川尻町/16.85km ²
議員定数	合併前：呉市34人＋（下蒲刈選挙区/1人 定数特例採用） 合併後：呉市34人＋（下蒲刈選挙区/1人＋川尻選挙区/2人 定数特例採用）
関係市町村名	呉市，川尻町

*1) 下蒲刈町(平成15年4月1日合併施行)分2,223人を含む

*2) 下蒲刈町(平成15年4月1日合併施行)分8.71km²を含む

II 関係市町村合併直前の状況

関係市町村	市町村名	人口（人）	面積（km ² ）	議員数（人）	高齢化比率（%）
	呉市	*1) 205,382	*2) 155.08	34+1	*3) 21.6
川尻町	10,380	16.85	16	20.7	
合計	—	215,762	171.93	34+1+2	—

H12国調データ

H13.10データ

H12国調データ

*1) 下蒲刈町(平成15年4月1日合併施行)分2,223人を含む

*2) 下蒲刈町(平成15年4月1日合併施行)分8.71km²を含む

*3) 下蒲刈町(平成15年4月1日合併施行)分34.3%を含む

III 関係市町村の財政状況

*数値は合併直近の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直近の予算を記入。

15年度予算

関係市町村	市町村名	歳入合計（千円）	地方交付税（千円）		指定団体等の指定状況	財政力指数
			地方税（千円）	地方交付税（千円）		
呉市		83,255	26,015	12,790	公防	0.67
川尻町		4,927	893	1,353	指定なし	0.36
合計	—	88,182	26,908	14,143	—	—

IV 合併の概要

合併協議会の期日	設置年月日：平成15年2月4日	解散年月日：平成16年3月31日
内容	①合併協定項目に関する協議・決定 ②新市建設計画の策定 ③各種広報事業の実施 等	
住民発議について	有 (無)	
市町村建設計画	計画の期間：平成16年度～平成25年度	
基本計画の主要項目	1 JR駅・駅周辺整備事業 2 公共下水道整備事業 3 斎場整備事業 等	
旧市町村庁舎の利活用	支所、地域振興室(福祉・経済・農林水産等対応窓口)	
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択	回答 2
議会の議員の定数に関する特例	有・無	有の場合： 2名
議会の議員の在任に関する特例	有 (無)	有の場合： 一年一ヶ月
議会の議員の報酬額	月額：55万円	
地域審議会の設置について	有 (無)	
内容	該当なし	
地方税に関する特例	(有)・無	
内容	<p>呉市と川尻町で税率の異なるもの(法人住民税法人税割)については、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、合併の行われた日の属する年度及びこれに続く5年度(平成16年度～平成21年度)は不均一課税を実施することとした。</p> <p>なお、個人住民税均等割(呉市/2,500円 川尻町/2,000円)についても不均一課税実施税目となる予定であったが、税制改正により、税率が3,000円に統一されたため該当しないものとなった。</p>	
合併特例債発行限度額 (億円)	<p>合併市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置(特例法第11条の2)により、呉市と川尻町との合併による合併特例債発行限度額は、</p> $180\text{億円} \times (\text{合併後人口}213,539\text{人} / 100,000\text{人} \times \text{係数}0 + \text{係数}1)$ $\times (\text{増加人口}10,380\text{人} / 10,000\text{人} \times \text{係数}0.167 + \text{係数}0.833) \times (2 - 2 / 2\text{団体})$ $= 18,114\text{百万円 (標準全体事業額)}$ <p>起債充当率95%より 合併特例債発行限度額=17,209百万円</p> <p>(参考)ただし、呉地域における合併特例債の算定方法については、上記のような1市1町毎の計算によらず、合併協議団体1市8町(呉市・下蒲刈町・川尻町・音戸町・倉橋町・蒲刈町・安浦町・豊浜町・豊町)が一括合併するものとして計算し、算出された標準全体事業額を1市8町で按分する案で調整している。</p> $180\text{億円} \times (\text{合併後人口}259,224\text{人} / 100,000\text{人} \times \text{係数}0 + \text{係数}1)$ $\times (\text{増加人口}56,065\text{人} / 10,000\text{人} \times \text{係数}0.083 + \text{係数}1.250) \times (2 - 2 / 9\text{団体})$ $= 54,891\text{百万円 (標準全体事業額)}$ <p>起債充当率95%より 合併特例債発行限度額=52,146百万円 (1市8町分)</p>	

V その他

協議された事項	主要項目について、簡単な内容を含め 10項目 ご記入ください。(例：庁舎の位置 等)
	<ol style="list-style-type: none"> 1 合併の方式 2 合併の期日 3 財産及び公の施設の取扱い 4 議会の議員の定数及び任期の取扱い 5 農業委員会の取扱い 6 地方税の取扱い 7 一般職の職員の身分の取扱い 8 特別職の身分の取扱い 9 行政組織機構の取扱い 10 一部事務組合等の取扱い 等
	残された課題について、箇条書きでご記入ください。

特になし